

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成27年11月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 坂本委員 西川委員 長島委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 27 年 11 月 6 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
平成 26 年度 「いじめ」の状況調査結果について
- 3 審議案件
教委第 30 号議案 平成 27 年度 横浜市指定文化財の指定について
教委第 31 号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。10月2日の会議録の署名者は今田委員と
間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字
句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで
お伝えください。

なお、前回10月16日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認
することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 10/19 決算第一特別委員会（採決）
- 10/21 本会議（第4日）決算議決
- 10/28～30 こども青少年・教育委員会（視察）

それでは、一般報告をさせていただきたいと思えます。

まず、市会関係ですが、10月19日、決算第一特別委員会が行われ、採決が行わ
れています。

10月21日、本会議決算議決を行いました。

10月28日から30日まで、こども青少年・教育委員会常任委員会が視察に行かれ
ました。古橋総務課長が随行いたしました。訪問地ですが、鹿児島市で教育の情
報化推進事業について視察されました。また、熊本市では「このとりのゆりか
ご」について視察されました。それから、佐賀市では特定非営利活動法人NPO
スチューデント・サポート・フェイスの困難を抱える若者等に対する支援につい
て視察されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/24・25 第47回関東ブロックPTA研究大会横浜大会
- 10/26 スクールミーティング（桜丘高校）
- 10/27・28 横浜市立小学校体育大会
- 10/31 神奈川小学校140周年記念式典
- 11/1 横浜読書百貨展

(2) 報告事項

- 平成26年度「いじめ」の状況調査結果について

続いて市教委関係ですが、主な会議等につきましては、10月24・25日、第47回
関東ブロックPTA研究大会が横浜で開催されました。「子どもの生きる力

【知・徳・体・公・開】想いをつなぐ教育文明開化」をテーマに、24日に6つの分科会、25日に全体会を実施しました。なお、全体会では岡田教育長による祝辞がありました。

10月26日、スクールミーティングが桜丘高校で行われました。テーマにつきましては、進学指導重点校としての取組と人材育成、内容は授業・施設の視察、学校長から学校概要・運営方針等の説明がございました。

10月27・28日の2日間、横浜市立小学校体育大会が日産スタジアムで行われました。横浜市内の6年生約3万2000人が2日間に分かれて参加し、その中でやり投げ女子日本記録保持者の海老原選手、やり投げ男子歴代2位の新井選手に御来場いただきまして、経験談やスポーツの楽しさを子供たちに伝えていただきました。

10月31日、神奈川小学校140周年記念式典がございまして、岡田教育長が出席されました。

11月1日、横浜読書百貨展が新都市ホールで行われました。横浜市読書活動推進ネットワークフォーラムとして、教育委員会が主催したものでございます。

続いて、報告事項ですが、平成26年度「いじめ」の状況調査結果について、後ほど所管課から説明をさせていただきます。

その他は特にございません。

以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

長島委員

10月24日、25日の第47回関東ブロックPTA研究大会横浜大会で教育長にお話しいただき、私はPTAのOBですので同席させていただいたのですが、とても素敵な挨拶をしていただきまして、ありがとうございます。各教育委員会の部署の部長であるとか、それぞれの分科会でも御挨拶いただき、PTAと教育委員会と学校が一緒になっているということがアピールできたかと思えます。

また、【知・徳・体・公・開】をPTAのほうからアピールしたいということで、これを横浜の今回の研究大会のテーマにしたところ、PTAの側にもこの横浜の教育テーマが十分に理解されているということなのだと感じました。教育委員である私が言い出しっぺではなく、役員のほうからこれをテーマにして、横浜市教育委員会とPTAが一緒に行っているということのアピールしたいということでしたので、この横浜市教育委員会の考え方と保護者の考え方が共生していると感じております。

岡田教育長

ほかには何かございますでしょうか。

間野委員、日産スタジアムで行われた横浜市立小学校体育大会ですけれども、ちょうど1か月の芝養生と重なり全て使用禁止の時期だったのですが、特別のお計らいで子供たちの旗手の行進は2日ともオーケーしてくださいました。心配だったので、1週間ほどたって見に行きましたら、子供の足の跡がずっとついておりまして、申し訳ないと思いつつも、子供たちにとってはいい経験だったと思います。お力添えありがとうございました。

間野委員

いえ。特段の御配慮をありがとうございました。

岡田教育長

ほかにごございますでしょうか。

特に御質問がなければ、平成26年度「いじめ」の状況調査結果について、所管

課から報告いたします。お願いします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の伊東です。

昨年度のいじめの状況調査、国が実施しているものですが、この横浜分について、今日は御報告させていただきたいと思っております。担当の山川課長から御説明いたします。

山川人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の山川でございます。それでは、よろしく御願いいたします。

お手元の資料に基づいて、平成26年度本市の「いじめ」の状況調査結果、小中学校の部分につきまして御報告させていただきたいと思っております。

前々回の教育委員会会議にて、不登校、それから暴力の状況調査結果について御報告させていただきましたけれども、7月に岩手県で起きた悲しい事案があり、いじめの認知について都道府県で差があるという状況を踏まえて再調査が行われました。そのため同日に発表できず、いじめにつきましてはこの時期になったということをご報告させていただきます。

本市のいじめの状況につきましては、2,447件、対前年度比では786件減少しております。小中学校の状況は、小学校については498件減少、中学校については288件減少しております。年度内改善率でございますが、その年度内で認知したいじめが解消した、あるいは一定の改善が図られた、その件数を合わせたものでございます。この改善率が小学校・中学校ともに向上し、全体で99.8%という形になっております。

1ページめくっていただきまして、参考資料の1ページ、右上のグラフを御覧いただくと、この5年間の状況がおわかりいただけるかと思っております。棒グラフに表されたものが認知件数でございます。折れ線グラフで表されたものが改善率ということで、平成22年度より上昇しているという状況があります。そして、認知件数につきましては、平成24年度、ちょうど大津市の件があったところだと思っておりますが、ぐっと増加した後、微減、そして今回減少という形になっております。

表に戻っていただきまして、この状況についてのとらえ方でございます。まず1つ、いじめの認知件数の減少については、平成26年度から、この年は全校で学校いじめ防止基本方針が策定され、その中で校長を初め複数の教員で構成される学校いじめ防止対策委員会が全ての学校で設置されております。全ての学校において、いじめと疑われた事案、これについては数多く上がってきてはいますが、その中の一つ一つを、この組織を中心に学校全体で事実確認を丁寧に行い、最終的にはいじめの定義に基づいて認知しております。疑われる案件がたくさん上がってくるわけですが、人間関係のトラブルで終わっているものであったり、あるいは暴力であったりという形をとらえていく中で、定義に基づいた認知ということで、ある意味減少したと考えていくことができるかと思っております。

もう一つ、2番目として、認知したいじめについては、この委員会を中心に、定期的な状況確認及び児童支援専任、あるいは生徒指導専任を中心に組織的に対応したことで、改善率が99.8%と上昇したのではないかと考えております。

3番目、子供たちが主体的にいじめについて話し合う横浜子ども会議の実施であったり、12月のいじめ防止啓発月間における関係機関との連携に基づく啓発活動を通して、子供たち、保護者、教職員、そして地域の皆様の意識が高まり、未然防止につながったと考えられます。今後も子供たちが自らいじめをなくしていくという、そういう思いに立てる取組は是非続けていきたいと考えております。

とはいえ、依然として学校が把握できないいじめや大人が気づきにくいネット上のいじめなどがあるということは厳然たる事実でございますので、学校としては保護者や地域、関係機関と連携し、子供の状況把握に一層取り組んでいく必要があると考えています。

1枚おめくりいただきまして、参考資料の中では2点御説明させていただきたいと思います。まず、1ページの(4)、いじめの態様についてでございます。態様別の構成比では、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、仲間外れ、集団による無視などです。大人が気づきにくい悪口や嫌がらせが、いじめ全体の79%を占めているという状況がうかがわれます。

また、ネット上のいじめについてでございますが、上の表にありますパソコンや携帯電話などの誹謗中傷等が当たるかと思えます。件数及び構成比は少なくなっていますが、スマートフォンの急速な普及等により、無料通話アプリ等を利用した新たな事案が増えていると考えられる中、限定された範囲で発生するため、非常に事実が周りから把握されにくい状況があります。

引き続き、フィルタリングの普及であったり、情報モラル教育、家庭や子供たちが主体的に取り組むルールづくり、保護者の啓発等の取組を推進する必要があると考えております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ(5)がいじめの発見のきっかけでございます。表にありますとおり、学校の教職員等の発見、学校の教職員以外からの情報による発見と、2つに分かれております。まず、学校の教職員等の発見による件数については、先ほども申しましたとおり、学校いじめ防止対策委員会を中心に、いじめと疑われる事案について事実の確認をしっかりと行って、その中で認知しているということから減少したと考えています。

学校の教職員以外からの情報による発見の件数については、当該児童生徒の保護者からの訴えが増えています。学校と保護者の連携が深まり、相談しやすくなったこともありますが、一方で複雑多様化、あるいは潜在化により、いじめが見えにくく、学校での実態把握がしにくい状況もうかがえているところを大事にしていかなければいけないのではないかと考えています。

以上でございますが、名古屋市で悲しく本当に痛ましい事案が起こっていることを踏まえて、今後も大人として見守る体制をつくと同時に、子供たち自身が自ら、いじめをなくしていくという雰囲気、姿勢を育んでいくよう努力していかなくてはならないと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

今田委員

いろいろ調査をしていただいて、ありがとうございます。それで、この資料の1ページにある平成23年から24年は件数が増えましたね。あれは児童専任ができて、実態がよく把握できるようになったということで増えたという理解でいいですか。

山川人権教育・児童生徒課長

そうです。

今田委員

それと、このいじめの話は、こういう言い方をするとまた少し誤解を招くかも

わかりませんが、いじめが一番いけないのはそのとおりで、私の好きな鹿児島
の教育でも昔から「弱い者いじめをするな、負けるな、うそをつくな」と。

その一方で、社会人になって世の中に出ていくと、いろいろなところで残念な
ことだけれども、俗に言ういじめというのはいろいろなところでもあります。

そういう意味でいくと、いじめはいけないということを教えつつ、一方である
種のいじめ耐性というか、「いじめなんかには、少々ものには負けないぞ」と教
えていくということもやはり必要ではないかと思います。今、その部分が随分
「いじめをなくすのだ」、「いじめを根絶するのだ」といって、それは大事なこ
とだと思っただけだけれども、世の中に出ていくとそういう言い方をしている清純な
世界でも、たくさんいじめがあるではないかというのが実態だろうと思います。

そういう意味でいくと、「少々ものには負けないぞ」という強い気持ちを持
つということ、いろいろな角度で教えていくことも教育の中で必要ではない
のかと僕は思います。その辺はどのようになっているのか。もう「いじめはいけ
ない」、「それに負けるなよ」ということも、やはりいろいろな角度からアドバ
イスしていくということも必要ではないかとは私はそのように思います。また、そ
こで様々な意見があるかも知れないし、「実はこんな指導をしているのです
よ」というのがあれば、教えていただければいいですけども、どうもこのいじ
めの問題に取り組むに当たって、そここのところだけがすごく人間を理想化して、
行き過ぎている部分が、実態をしっかりと見ないで、絵空事で言っているよう
な部分があるのではないかと。そこはやはりしっかりと、人間の業というものを見
ながら対応していくことが大事ではないのかと私は思います。

岡田教育長

どうぞ。

坂本委員

今、今田委員がおっしゃったことは全面的に賛成でございまして、やはり広い
意味の道徳の中に、人を寛容に受け入れるとか、自分を強く保つとか、それから
コミュニケーションをしっかりとるとか、そういうことがきちんと入ってこない
と、弱いことをかばうだけではこの世の中は成り立っていかないように思いま
す。ですから、今田委員のおっしゃったことは、考え方としては本当に賛成です
ので、あとはそれをどうやって実行していくかだと思います。

それから、私の1つの質問と意見を申し上げさせていただきたいと思いま
す。1つは、今回いじめが減ったことは、大変数字としてはうれしいのですけれど
も、ただよく考えてみますと、以前いじめが増えたときには、いじめの認知体制
が強化されていじめが増えました。今度いじめが減りますと、いじめの定義がビ
ビッドになって、いじめが減りましたということは、何となく子供が外に置かれ
て、大人の頭の中だけでいじめというものをいじっているような、実際はそう
ではなくてよく考えているのですけれども、感覚として子供不在の感じがする
ですね。

それで、一度認知体制がしっかりしていじめが増えたということは、把握した
のですから結構なことですが。しかし、今度把握した中から、把握はしているけ
れども定義に合わないものは全部振り落として統計に入れられないというのか、
さもなければ定義が狭くなったので、その定義の眼鏡でしか子供を見ていない
と、要するに定義に合ったものだけを探そうとしているというのか、私は非常に
どちらも問題だと思っただけです。

その結果、大変慎重に、一番最後に書いてあるように、数字はこう出ても潜
在的ないじめはたくさんあるのだと、もし、いじめを狭い眼鏡で見ているとし
たら、いじめ予備軍を全部見落としますよね。それから、いじめ予備軍を一度把握

して、それをふり落とししたとしても、やはりそこはいじめ予備軍を潜在的に残します。

ですから、この統計の分析と、それから最後に非常に心を使って丁寧に、決してこれでいいと思わないようにしようと、まだ潜在的にたくさんあるのだという、そういう心遣いとが、どこでどう政策的に認知するのだろうかというのが私の質問です。

それから、もう一つは意見というより感想みたいなもので、直接いじめの問題に直球を投げるようなものではないのですけれども、関係することなので申し上げます。前にいじめの問題が起こったときに、私も必死でテレビや新聞を見て、どう言われているのかを見たのですけれども、非難されてしかるべき教育委員会もあったのでしょうかけれども、大変先生への非難が多かったですね。

要するに、「先生は何をしているのだ」と、「きちんと子供を見ているのか」という非難がとて多くて、私はそれは先生にとっては切ないことではないかと思っておりましたけれども、こここのところのいろいろな論調を見ていますと、横浜市長もいろいろところで言うておられますし、文部科学省も調査していますし、新聞論調も、非常に先生に対して変わってきました。某新聞は今、学校教育の問題と福祉をテーマにして関連記事を書いているのを私は読んでいますけれども、そこで例えば、ある日などは新聞1ページを全部抜いて、先生の負担感などがどのように子供に悪影響を与えているか、多忙感などの問題の座談会がありまして、そこにはかの有名な乙武様も出ておられて、彼も大変先生の負担感を、きっと身をもって感じられたと思います、言っていらっしゃるのです。

それから、今回私がつい最近のこの問題をいろいろところで言っているキャスター番組をよく聞いていますと、やはりいじめはとても悪いことで、先生もよく、大人が見なければいけないけれども、そこには先生の多忙感、それから負担感が非常に強くて、子供と向き合うということについてどうなのだろうかということが、全然教育関係ではない評論家やコメンテーターの方からさらりと常識的に出てくることに気づきました。

ですから、やはり世の中はだんだん認識が変わってきて、先生のそういう実情も見ながら、根っこからいじめの問題を解決していかなければいけないという意識が出始めているのかと、非常に私は良いことだと思います。

つきましては、そういう問題に非常に先端的に取り組んでおられる横浜においては、もう今までのようにそれが問題だという問題の発掘や課題を挙げるという時期はもう済んだのではないかと思います。これからは、それをどう解決するかという具体的な方策を示すことが世の中をリードすることだと思いますので、是非横浜市においては、もう事実いろいろな対策をしておられますし、多分負担感の調査をしたのは私の記憶に間違いがなければ、2年前の今頃始めたと思います。もう2年たちましたので、その実績、そう十分にはいけないと思いますが、取組の姿勢、実際に具体的にどんなことに取り組んでどこまでいったか、何がさらに課題として上がってきたかということ、これは今報告された担当の方に言うことではないかと思いますが、教育委員会として、やはりそこを真剣に取り組む時期に来ているのではないかと思います。

ですから、早くやったことの成果、進捗状況、さらなる課題、そういうものについてきちんと整理して、また情報を公開する必要があるのではないかと、これはこのことに関連して感じた感想でございます。ですから、後者についてお答えいただくのは無理だと思いますが、前者についてだけお答えいただきたいと思っております。

山川人権教育・児童生徒課長

どうもありがとうございました。前の部分の御質問でございますが、基本的に今でも横浜市の児童生徒指導の考え方としては、多くを発見し、それを丁寧に解決していくという姿勢は変わっておりません。それには児童支援専任の配置というのが非常に大きな効果があると私は思っていますし、そういった効果を上げています。ですから、今回のいじめの件につきましても、非常に言葉が足らなかったと思っているのですが、学校いじめ防止対策委員会において、本当に疑われるもの、あるいはいじめにかかわらず子供たちが抱える課題については学校がきちんと把握して、子供を第一に考えて対応していくというのが第一だと考えています。ですから、今回も数的に上がっていないというよりも、把握はしていると。それについては学校では全て丁寧に対応しているという事実を確認して対応しています。

ただ、これはあくまでも調査ですので、いじめという定義に従ったときにどうなのかといったときには、「これはいじめと確認してきちんとやりましょう」と、それはもう被害者が、例えば子供がいじめという訴えをしている、保護者の方がいじめというとらえ方をしている、あるいは先生方が見ても「これはあくまでもいじめだ。これはきちんとしないといけない」と、そうとらえたものがこの数だという形であって、確かに認知が増えた、減ったというのがありますけれども、平成26年度から全学校にこの委員会ができて、本当に組織的に対応できるようになったというところと言うと、その動きがしっかりできたのが26年度だったと私たちとしては理解し、今後もいじめにとらわれず、やはり子供の抱えている課題をその子供の立場に立って、どのように解決していくか、丁寧にやっていくかということを大事に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

坂本委員

文部科学省用の数字として、私どもが今日御報告受けました。しかし、実際はいじめ対策はもっと深い、広いまなざしで横浜は行っていると解釈してよろしいでしょうか。

山川人権教育・児童生徒課長

はい。

坂本委員

ありがとうございました。

伊東健康教育・人権教育担当部長

先ほど今田委員がおっしゃった、いじめ耐性の話なのですけれども、現実には今いじめに遭っていると自分で思っている子にそういうことを行くと、つらいことに追い込むだけですので、横浜市では子供の人間関係を見ながら、どのように指導していったらいいかと、学級の中で子供の位置を見ながら指導していくような取組にも今、力を入れておまして、そういう普段の人間関係の中から強くしていくというか、その子の強み、弱みを見ていくような指導をする中で、あと道徳がこれからどうなっていくかですが、普段の授業の中、あるいは生活の中で力をつけていきたいと思っています。

それから、件数については、横浜は1校で1件認知が変われば500数字が変わってくるので、現場としてはこの数字に振り回されているということはないと思います。それが現実だと思います。

岡田教育長

ほかには何か。お願いいたします。

間野委員	報告ありがとうございます。この表の見方について教えていただきたいのですが、件数というのは、例えば1人で幾つもしじめを受けた、例えば2人から受けたらそれは2件と数えているのですか。人数とは別ですか。
山川人権教育・児童生徒課長	件数です。
間野委員	件数ですか。それから、2,447の地域差とか学校差、つまり全くいじめがない学校とか、非常に発生率が低い地域とか、そういった差というのはあるのでしょうか。
山川人権教育・児童生徒課長	全くいじめが件数として上がってこないという学校もあります。それから、地域差については確認がとれておりませんが、やはり数が上がっている学校、それから全くない学校と、それは平均的にあるわけではなく、学校によって差があるというのは現実でございます。
間野委員	もしも全くない学校とか、非常に発生率の低いエリアとか、何かそこに良い取組というのか、グッドプラクティスみたいなものがあるのであれば、そういうものを児童専任教員間でもっと共有していくとか、あとはバッドプラクティスというのか、対策や発見が遅れて重篤になったとか、そういうケースを一個一個、児童専任教員同士でなるべく良いケースを共有していくような仕組みというのはあるのですか。
山川人権教育・児童生徒課長	毎月、専任教諭が各区専任会というものを開催しております。その中で、特に重篤であったり、あるいは厳しい状況があった、そういったケースについては共有して、どういう関わり方、あるいはどういう指導に効果があったのか、どこに課題があったのかということを確認しながら共有して、それぞれの学校の取組に生かしていく、あるいは当該の学校においても、そういうアドバイスをいただく中でそれに対応していくということで、できるだけ専任教諭が共有してそれを自校の子供たちに生かしていくという取組をさせていただいております。
間野委員	もし減ってきているとか、よい取組の事例があれば、坂本委員の話ではないですけれども、教員の負担感や多忙感も含めて、どのようにしてそれが減少してきて、児童間のコミュニケーションがよくなったとか、そういうものももっと私たちに教えていただけると、僕たちもこの表の数字だけではなくて、具体的な事例、こんなことをやってこのように改善したということ、また機会があれば是非教えていただければと思います。
岡田教育長	ほかにはよろしいでしょうか。
西川委員	いじめの調査をありがとうございます。これは文部科学省の調査であるということなのですが、減っているという事実があるのはうれしいことだと思います。ただ、いじめは絶対ゼロにしたいと思っても、なかなか難しいところもあるかと思いますが、少し馴れ合いになってしまって、名古屋の事件ではないですけれども、アンケートを毎月採っているとおっしゃっていてもああいう事例が発生す

るということも事実ありますので、先生方は本当にいじめは「しない、させない、許さない」というテーマをいつも頭のどこかに置いて、チームで見えていかないと見きれないと思うのです。

先ほどお話がありましたけれども、クラスの中での位置づけだとか、それからクラス替えをしたときにすごく動きがありますよね。それから、固まったときにとっても難しくなってしまうこともあると思うのですね。クラス経営と部活は見えないところがあるのです。ですから、部活動についても負担軽減でいろいろな手配をしていただいているというのは、とても私はうれしく思っておりますけれども、是非部活動の中でもクラスの中でも、何かあったら先生と話がしやすい状況、「こんなことがあったのだけど」というような、「物が隠された」とか、「続いているよ」というのを話しやすい環境をつくるというのは、言葉では易いのですが、実際には難しいと思うのですね。

ですから、日頃から子供たちの動きを先生方がキャッチしてくれる体制をいつも見せておくと、言ってくれるのではないかと思うのです。そういうことも一つ防ぐことになるのかと感じます。それが長く続いてしまうと、不登校になってしまうのですね。そういうところにも発展しますので、できるだけ多くの目で、たくさんの方で関心を持ちながらいけたらいいと感じています。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにはよろしいでしょうか。

今田委員

そのままでは誤解があるといけないので、先ほど部長から話があったのですが、実態とすると、そういう現にいじめられている子供にとっては非常に負担になるということはきっとあるのでしょう。そういう状況を踏まえると、「少々のことにめげなよ」ということがなかなか言いにくいという事例もきっとあるのだらうと思いますけれども、でも、そういうことを一方でしっかり教えていかないと、やはり正直な話、永久になくならない話だと思います。強い人間になって、世の中へ出て行って。今、引きこもりが日本全国で70万人もいるというので、そういう実態を見ると、小中学校の教育の中にしっかりとしたものがあるのか、絵空事になっている部分もあると思うのです。ですから、その辺はそういう実態も踏まえつつ、うまくそれをしっかり教えていくということも是非忘れないで、良い工夫をそれぞれ現場の実態に合った中で工夫しながらやっていただくことが僕は大事ではないかと思えます。よろしくどうぞ。

岡田教育長

それでは、ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかには御意見がなければ、議事日程に従いまして、審議案件に移りたいと思います。所管課、御苦労様でした。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第31号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第31号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第30号議案「平成27年度 横浜市指定文化財の指定について」所管課から説明いたします。

小林教育政策

教育政策推進等担当部長の小林でございます。

推進等担当部
長

さる10月21日に開催されました横浜市文化財保護審議会において、横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財の指定に関する答申が出されております。この答申を受けまして、平成27年度横浜市指定文化財の指定に向けた手続を進めてまいります。

詳しくは課長より御説明いたします。

重松生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。

資料の3ページを御覧ください。今回御審議いただく案件は、有形文化財・彫刻が2件、有形民俗文化財が1件の計3件になっております。

続きまして、5ページを御覧ください。教育委員会から横浜市文化財保護審議会に諮問という形で、5ページ、6ページの裏面に、この3件について諮問をさせていただいております。それに伴いまして、7ページになりますけれども、文化財保護審議会から教育委員会に対して答申という形でこの3件が挙がってきておりますので、これから概要について説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。まず、1件目は木造日蓮聖人坐像、附としまして、紙本墨書法華経及び法華経書写目録8巻ということでございます。所有者は、宗教法人上行寺。所在地は金沢区六浦2丁目2番12号。技法は木造彩色玉眼です。像高が50.4センチ。概要といたしましては、日蓮宗の祖師であります日蓮の肖像でございます。造形や堅牢な構造技法に室町時代の特色がうかがわれ、像内に納入されていた法華経及び法華経書写目録等によりまして、応永13年ごろの製作と考えられます。中世以前に遡る日蓮像は全国的に見ても非常に稀少であるということで、市にとっても貴重な資料ということで、今回挙がっております。

続きまして、下の段の2番目になります。木造方外宏遠坐像1軀ということで、南北朝時代の彫刻でございます。所有者は宗教法人海藏院。所在地は戸塚区戸塚町4213番地。技法は木造彩色玉眼。像高は65.4センチ。概要といたしましては、海藏院の開山である方外宏遠の肖像として伝来したものでございます。方外は夢窓疎石の高弟で、東国における夢窓一門の中心として活動しました。夢窓疎石は庭園の作成などで、京都の苔寺なども造られている方です。過不足ない写実味と自然な量感を持つ作風は、方外の没年の貞治2年ごろの特色がうかがえるということでございます。本像は南北朝時代にさかのぼる肖像彫刻として、市内では稀少な作例であり、像主の活動の背景を知る上でも貴重な資料であるということでございます。

続きまして、裏面、10ページになります。これが3件目で、街頭紙芝居、附といたしまして、舞台・拍子木、253巻ということで、2,700点に上ります。所有者は横浜市ということで、所在地は歴史博物館になります。員数は253巻、2,700点。概要といたしましては、街頭紙芝居は昭和初期に始まりまして、テレビが普及する昭和30年代まで盛んに行われました、当時の子供たちの娯楽の1つであるということです。本資料は、街頭紙芝居の演じ手でもあった、磯子区にいらっしやいました鷺塚隆さんから歴史博物館へ上演用具とともに寄贈を受けましたコレクションです。かなり大部のコレクションということで、最終巻まで全巻がそろっているという、非常に散逸が著しいこういった紙芝居の中では、全国的にも非常に貴重な資料の1つということで、今回候補に挙がっております。

後ろに調書がついておりますけれども、かなり専門的なこととございますので、こちらの説明は省かせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお

願いたします。どうぞ。

坂本委員

単純な質問で、前に伺って私が忘れたのかもしれませんが、この指定を受けますと、このものが将来ずっと保存されていくのにどんなメリットがあるのか、それから持ち主にとってどんなメリット・デメリットがあるのか、一言で結構ですので、教えていただきたいと思います。

重松生涯学習
文化財課長

文化財ということで、広く市民にも貴重なものであるという認識が広がるということと、あと管理につきましては、ささやかではございますけれども、奨励金ということで補助制度もございます。

坂本委員

売買は許可制になるとか、そういうことはあるのですか。

重松生涯学習
文化財課長

売買は可能ですけれども、市内できっちり残していくような形で保存していくこととなりますので、一定の制限はかかってきます。

坂本委員

わかりました。ありがとうございました。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかには御意見等がなければ、教委第30号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認させていただきます。以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

古橋総務課長

10月16日に1団体から教職員の時間外勤務の軽減に関する要望書が提出されました。また、10月21日に1団体から681筆の署名とともに、北綱島特別支援学校に関する請願書が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様には内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、11月20日、金曜日の午後2時から開催する予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は11月20日、金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第31号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時00分]